

予防専門型訪問サービス(独自)サービスコード表【R6. 4～】

本市の予防専門型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ・日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ・日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)	3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ・日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)	123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス標準	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス生活a	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合 179単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス生活b	生活援助が中心である場合	所要時間45分以上の場合 220単位	220	
A2	1411	訪問型独自サービス短時間身体	短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163	

予防専門型訪問サービス(独自)サービスコード表【R6. 4～】

本市の予防専門型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業者対象者・要支援1・2 (週1回程度)	12単位 減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ・日割		事業者対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		事業者対象者・要支援1・2 (週2回程度)	23単位 減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ・日割		事業者対象者・要支援1・2 (週2回程度)	1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		事業者対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)	37単位 減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ・日割		事業者対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)	1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算標準		1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位 減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算生活a	生活援助が中心である場合		所要時間20分以上45分未満の場合	2単位 減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算生活b			所要時間45分以上の場合	2単位 減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間身体	短時間の身体介護が中心である場合		2単位 減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算			

予防専門型訪問サービス(独自)サービスコード表【R6. 4～】

本市の予防専門型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算・日割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算・回数	所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算・日割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算・回数	所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算・回数	所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算 200単位 加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 50単位	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000 加算		

※「同一建物減算」、「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。